

堺市上下水道局業務委託契約スライド条項運用基準

複数年にわたる堺市上下水道局発注の業務委託契約に係るスライド条項の適用については、以下に定める事項により運用するものとする。

1 適用業務等

(1) 適用業務

一般競争入札（総合評価一般競争入札を含む。）に付している業務委託契約のうち次の業務を対象とする。

- ・建物清掃業務
- ・人的警備業務

(2) 適用条件

次の全ての条件に該当する業務委託契約とする。

- ア 履行期間が12月を超える業務委託契約であること。
- イ 残履行期間が基準日から2月以上あること。

(3) 適用開始時期

履行開始日が令和8年4月1日以後となる業務から適用する。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象としない。

※既に公告済み又は契約締結済みの案件は本制度の対象としない。

2 請求日及び基準日

請求日及び基準日の定義は、以下のとおりとする。

- ・請求日：スライドの可能性があるため、発注者又は受注者が契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。

請求可能時期は、基準日が属する月の前月から基準日が属する月の末日までとする。

なお、請求に際しては残りの履行期間が基準日から2月以上あることが必要

- ・基準日：契約金額の変更起点日をいう。

履行開始の翌年以降の毎年4月1日を「基準日」とする。

なお、賃金水準の変動が年度途中に発生した場合など、契約金額が不相当と認められる場合には、基準日について、発注者及び受注者で協議するものとする。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととする。

賃金水準である労務単価の変更から次の労務単価の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

※「賃金水準である労務単価」とは、清掃員や警備員等に係る建築保全業務労務単価などをさす。

4 スライド額の算出

- (1) 「増額スライド」のスライド額の算出式

$$S1 = [X2 - X1 - (X1 \times P)]$$

- (2) 「減額スライド」のスライド額の算出式

$$S2 = [X1 - X2 - (X1 \times P)]$$

S1：増額スライドのスライド額（発注者の負担額）

S2：減額スライドのスライド額（受注者の負担額）

X1：変更前の契約金額（税抜）

X2：変更後（基準日）の労務単価等で算出したX1相当額（1円未満端数切捨て）

$$(X2 = \alpha \times \beta)$$

α ：落札率（小数第7位切上げ）

β ：変更後の単価に基づく発注者積算額（税抜）

P：受注者負担率、又は発注者負担率（1000分の10で設定）

※スライド額は、積算体系及び経費率等は当初積算時のものとする。

変更するのは労務単価及びそれに伴い変動する直接人件費等に限り、歩掛り及びその他の見積り等により採用した単価については当初積算時のものとする。

※スライド協議の請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

※変更後の労務単価等で算出した額から変更前の契約金額を減じた額が受注者負担額を下回る場合は、スライド制度は適用しない。

5 契約金額の変更手続

- (1) スライド協議の請求（様式1-1、様式1-2）

受注者又は発注者は、様式1-1又は様式1-2によりスライド協議の請求を行う。

- (2) スライド額の確定（様式2）

発注者は、対象となる業務が条件を満たすことを確認した上でスライド額の算出を行い、算出したスライド額を様式2により、受注者に通知する。

上記通知は、請求日の翌日から起算して21日以内に受注者が受領するよう行う。

なお、当該期日内に通知が困難な場合は、その旨受注者に報告した上で、通知期限を別途受注者と協議し定め、これを当該期限内に通知する。

(3) 承諾通知の受領（様式3）

上記様式2を通知し、受注者から様式3（承諾通知）を受領すること。

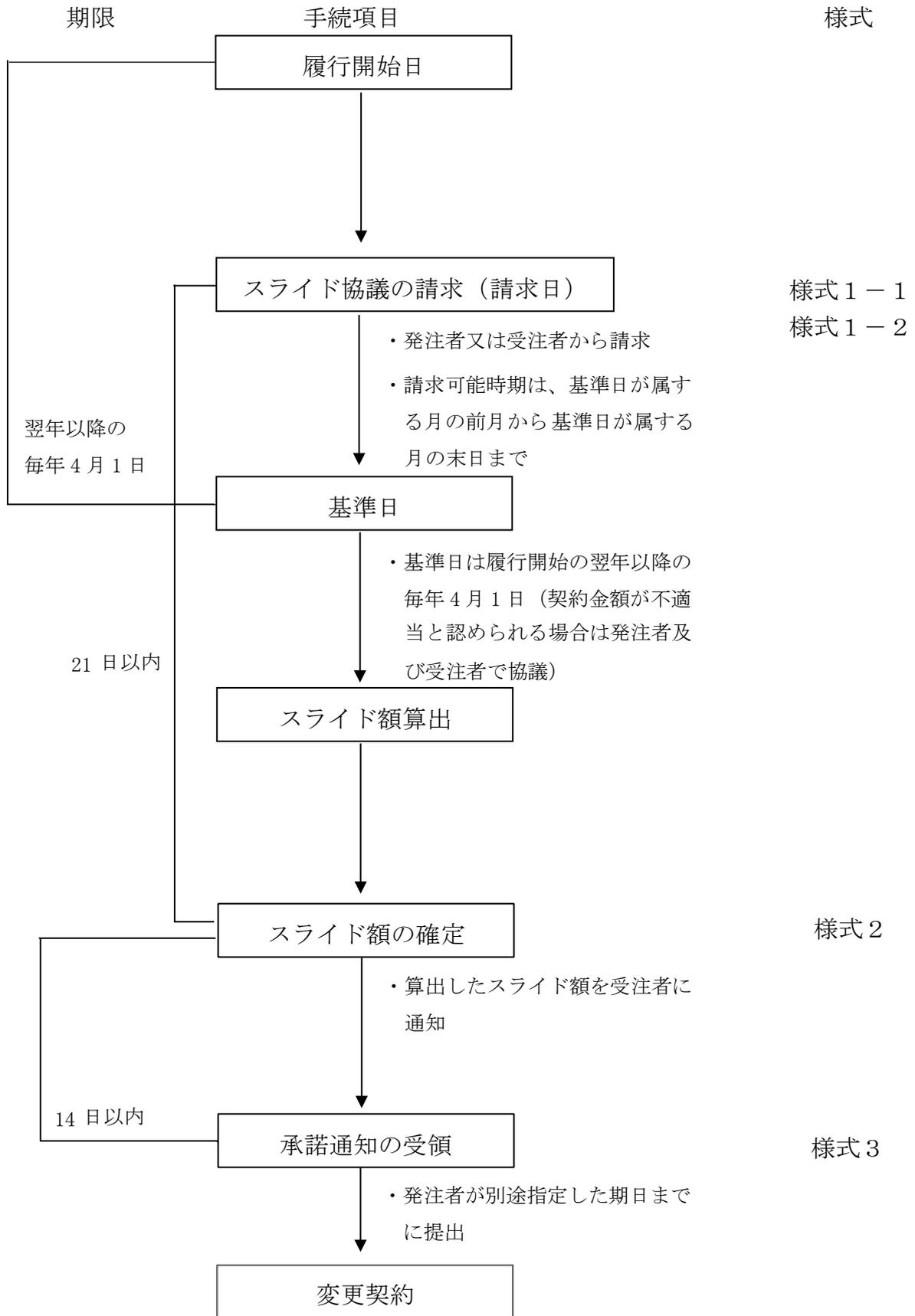
「承諾通知」は、発注者が別途指定した期日（以下「指定日」という。）までに提出すること。

指定日は、受注者と協議の上で決定することとするが、原則として、変更額決定通知を通知した日の翌日から起算して14日以内を目途に設定することとし、変更額決定通知に指定日を記載すること。

附 則

この基準は、令和8年1月7日から施行する。

● 業務フロー



様式 1 - 1

[受注者からの請求]

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

受注者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

契約金額の変更について（請求）

下記業務について、契約書第 条「 」に基づき、下記のとおり契約金額の変更の協議を請求します。

記

- 1 業務名
- 2 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 契約金額（年額） 円
- 4 契約締結日

様式1-2

[発注者からの請求]

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者職氏名

様

堺市上下水道事業管理者

契約金額の変更について（請求）

下記業務について、契約書第 条「 」に基づき、下記のとおり契約金額の変更の協議を請求します。

記

- 1 業務名
- 2 履行期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 3 契約金額（年額） 円
- 4 契約締結日 年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者職氏名

様

堺市上下水道事業管理者

契約金額の変更について（通知）

年 月 日付けで請求のあった「契約金額の変更について（請求）」に基づき、変更後の契約金額等を次のとおり算出しましたので、通知いたします。

記

1 業務名

2 履行期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 変更後契約金額 ¥
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥

4 スライド額 ¥

5 承諾書の提出 上記3、4の金額に承諾する場合は、年 月 日までに承諾書を監督員に提出すること。

